

1. 都道府県別食品衛生監視員数一覧

各年度末日現在

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度※		平成23年度		平成24年度		
	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	
全国	7,779	1,400	7,729	1,290	7,820	1,343	7,810	1,308	8,044	1,347	7,995	1,279	
01北海道	308	40	306	28	311	39	431	72	415	60	424	57	
02青森県	123	-	111	-	113	-	125	6	119	5	114	6	
03岩手県	92	-	92	-	88	7	94	6	97	10	94	11	
04宮城県	120	28	119	7	128	9	74	39	183	46	198	45	
05秋田県	48	-	47	-	46	-	65	3	71	-	71	3	
06山形県	80	19	79	20	77	3	80	3	80	10	75	-	
07福島県	69	8	69	26	71	16	66	8	102	17	84	21	
08茨城県	136	-	84	-	79	-	84	-	91	-	92	-	
09栃木県	85	3	70	-	70	-	95	-	98	2	98	2	
10群馬県	126	-	135	-	128	-	158	-	143	8	171	-	
11埼玉県	222	44	226	43	226	44	285	53	283	44	280	41	
12千葉県	225	27	213	31	222	33	276	54	279	60	286	63	
13東京都	662	426	714	473	701	492	697	480	712	491	715	485	
14神奈川県	174	44	196	81	209	90	641	80	662	89	669	66	
15新潟県	102	19	107	-	91	-	153	11	156	18	142	17	
16富山県	75	-	74	-	80	-	98	-	102	-	105	-	
17石川県	64	18	60	5	53	-	86	-	81	-	82	-	
18福井県	72	-	74	-	75	-	75	-	71	-	71	-	
19山梨県	59	-	47	-	55	-	50	2	58	7	49	5	
20長野県	121	9	125	8	120	8	138	8	250	6	133	4	
21岐阜県	95	-	93	-	90	-	119	17	119	18	112	15	
22静岡県	129	21	119	14	129	17	185	41	198	43	202	43	
23愛知県	191	-	187	-	183	12	447	65	439	61	449	54	
24三重県	109	-	106	3	90	4	104	3	111	-	109	-	
25滋賀県	80	-	81	-	69	-	87	-	87	-	87	-	
26京都府	100	-	102	-	100	-	259	-	260	-	262	-	
27大阪府	172	61	-	-	156	55	416	99	422	88	439	89	
28兵庫県	222	59	271	59	198	34	384	58	382	43	363	39	
29奈良県	69	-	67	-	60	-	80	-	73	-	71	-	
30和歌山県	41	-	44	-	45	-	62	-	63	-	56	-	
31鳥取県	39	16	31	6	44	-	44	-	72	10	37	21	
32島根県	54	3	51	-	46	-	51	-	56	-	57	-	
33岡山県	61	21	60	18	60	2	114	2	115	2	120	3	
34広島県	84	25	84	24	72	6	177	17	164	22	162	17	
35山口県	61	21	61	24	62	23	74	19	85	32	79	24	
36徳島県	82	-	76	-	77	-	75	-	77	-	80	-	
37香川県	72	11	148	22	61	7	86	4	88	4	84	4	
38愛媛県	81	-	78	-	77	-	90	-	85	-	88	-	
39高知県	45	-	49	-	50	-	68	-	65	-	71	-	
40福岡県	107	35	107	26	108	22	252	103	239	87	248	105	
41佐賀県	63	4	59	2	62	-	59	-	59	-	58	-	
42長崎県	116	-	121	-	123	4	153	11	108	5	135	2	
43熊本県	95	1	75	3	86	2	120	26	99	46	99	24	
44大分県	80	-	88	-	90	-	109	-	110	-	110	-	
45宮崎県	130	-	126	-	129	-	148	-	151	-	148	-	
46鹿児島県	181	-	190	-	190	-	228	13	225	13	212	13	
47沖縄県	54	1	52	-	58	-	48	5	39	-	104	-	
政令指定都市・別掲	札幌市	79	37	78	32	79	33	79	32	78	33	78	29
	仙台市	79	36	72	37	73	43	74	39	72	39	77	40
	さいたま市	48	-	43	-	41	-	41	-	39	-	41	-
	千葉市	49	18	36	19	33	18	30	17	34	19	39	19
	横浜市	258	-	269	-	287	-	298	-	315	-	311	-
	川崎市	72	13	68	15	67	8	76	7	79	7	94	17
	相模原市	32	-	29	-	36	-	32	-	29	-	29	-
	新潟市	46	2	37	14	45	7	44	11	45	18	41	16
	静岡市	25	20	24	9	27	10	27	10	31	11	28	12
	浜松市	39	12	40	13	36	14	36	13	41	12	46	11
	名古屋市	138	77	144	44	176	40	176	40	176	40	173	36
	京都市	110	-	156	-	173	-	157	-	157	-	162	-
	大阪市	224	11	197	11	191	11	190	11	192	10	195	6
	堺市	22	22	21	20	23	23	23	23	23	11	24	23
	神戸市	100	18	118	-	114	-	116	-	109	-	111	-
	岡山市	39	-	28	-	40	-	40	-	39	-	39	1
	広島市	66	24	62	-	69	-	64	-	66	-	64	-
北九州市	42	24	42	25	42	27	43	29	43	28	44	28	
福岡市※※	82	43	83	42	86	44	89	50	78	31	87	43	
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	24	
中核市・別掲	旭川市	26	-	26	-	27	-	26	-	27	-	30	-
	函館市	8	-	9	-	8	-	15	-	15	-	17	-
	青森市	10	-	9	-	9	6	10	6	7	5	7	6
	盛岡市	-	-	8	-	9	-	11	-	12	-	12	-
	秋田市	26	-	27	-	27	-	28	-	27	-	25	-
	郡山市	8	6	8	6	7	-	8	-	10	-	8	-
	いわき市	14	1	13	-	13	-	14	-	14	-	14	-
	宇都宮市	31	-	30	-	28	-	31	-	31	2	32	2
	前橋市	-	-	-	-	17	-	20	-	13	-	16	-
	高崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	15	8	35	-
	川越市	13	-	16	-	14	8	16	9	17	-	17	-
	船橋市	18	2	19	-	18	-	19	-	18	-	18	-
	柏市	-	-	12	4	10	6	10	3	11	2	11	3
	横須賀市	19	-	15	-	20	-	24	-	24	-	22	-
	富山市	22	-	16	-	17	-	17	-	17	-	15	-
	金沢市	26	4	28	1	27	6	30	-	28	-	26	-
	長野市	14	-	14	-	14	-	14	-	13	-	13	-
	岐阜市	30	17	30	17	31	18	28	17	29	18	25	15
	豊橋市	35	-	38	-	37	-	42	-	39	-	45	-
	豊田市	25	-	24	-	25	6	23	6	21	7	24	8
	岡崎市	16	-	16	-	15	-	18	-	20	-	22	-
	大津市	-	-	-	-	14	-	17	-	17	-	17	-
	高槻市	7	5	11	-	14	-	20	-	20	-	22	-
	東大阪市	24	10	23	9	23	10	22	9	20	9	21	10
	豊中市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	-
	姫路市	22	1	16	2	11	8	12	10	12	9	14	11
	西宮市	-	-	19	9	23	-	26	-	26	-	20	-
	尼崎市	-	-	-	-	15	15	12	12	12	12	14	11
	奈良市	10	-	15	-	14	-	17	-	14	-	10	-
	和歌山市	21	-	20	-	21	-	19	-	18	-	11	-
	倉敷市	11	-	15	-	12	-	13	-	14	-	20	-
	福山市	27	-	25	-	23	-	27	-	27	-	29	-
下関市	12	-	11	-	10	-	13	9	12	8	12	2	
高松市	25	-	24	-	22	-	24	-	24	-	25	-	
松山市	12	-	12	-	13	-	11	-	10	-	10	-	
高知市	18	-	18	-	20	-	20	-	17	-	19	-	
久留米市	-	-	9	7	12	7	13	7	12	7	11	6	
長崎市	18	15	19	-	18	-	18	-	19	-	16	-	
熊本市※※	38	18	36	23	24	23	39	24	47	46	-	-	
大分市	18	-	19	-	20	-	18	-	17	-	17	-	
宮崎市	15	-	25	8	21	8	21	-	19	-	18	-	
鹿児島市	34	-	33	-	21	15	32	13	32	13	32	13	

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

※※平成24年度から熊本市は、中核市から政令指定都市へ移行。

衛生行政報告例(平成19年度～平成24年度)より抜粋

2. 都道府県別食品営業施設数及び監視状況

各年度末日現在

	食品営業施設数						監視状況					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度※	平成23年度	平成24年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度※	平成23年度	平成24年度
全国	4,022,674	3,970,927	3,933,587	3,844,943	3,866,100	3,856,278	3,626,939	3,527,248	3,393,795	3,253,081	3,260,849	3,067,064
01北海道	97,453	93,338	91,163	144,140	142,087	140,007	80,993	75,115	65,376	131,348	134,851	130,653
02青森県	37,737	37,425	37,077	44,577	45,065	44,690	21,800	21,141	23,531	23,392	23,945	25,835
03岩手県	48,852	37,924	37,128	45,671	44,638	44,008	46,107	32,545	29,510	34,914	34,633	36,356
04宮城県	43,798	42,255	40,930	29,545	69,181	69,452	43,428	40,295	34,065	126,926	153,727	162,163
05秋田県	41,200	40,524	40,113	47,730	46,912	45,818	14,134	15,130	15,366	19,310	19,232	20,061
06山形県	42,007	41,215	40,852	40,452	40,248	39,905	18,910	17,336	17,021	17,350	17,512	13,755
07福島県	54,715	53,847	53,377	68,051	72,715	70,926	34,984	33,105	30,152	34,705	29,053	29,854
08茨城県	102,936	94,494	91,755	88,737	86,930	86,964	35,635	29,758	27,555	28,741	27,644	27,274
09栃木県	49,303	44,698	47,568	61,847	62,249	62,412	22,017	19,203	21,901	29,338	27,626	29,180
10群馬県	60,189	59,132	48,264	55,880	55,084	53,876	29,098	24,903	21,518	24,410	23,309	26,837
11埼玉県	132,959	131,404	129,196	160,722	158,921	160,361	66,850	76,250	73,590	118,051	94,717	79,467
12千葉県	111,659	103,206	102,528	145,827	145,072	143,607	81,938	78,368	79,792	116,835	118,606	116,691
13東京都	505,668	505,013	503,972	497,134	496,921	497,987	751,916	733,729	722,615	664,717	676,836	538,915
14神奈川県	71,358	72,671	73,370	195,051	195,115	196,341	68,891	68,154	69,328	213,751	207,912	208,892
15新潟県	51,763	49,658	48,373	67,225	65,033	64,493	34,254	36,898	32,630	50,533	52,473	49,951
16富山県	27,640	25,713	25,532	41,493	39,140	33,701	23,763	21,954	23,632	28,474	45,315	37,553
17石川県	24,430	24,711	24,536	38,408	38,571	38,328	14,664	9,953	11,128	22,901	23,912	20,645
18福井県	29,297	29,362	29,124	28,697	27,380	28,140	20,784	18,960	18,273	14,118	13,518	14,425
19山梨県	29,179	28,784	28,983	28,803	28,409	28,315	18,747	16,680	16,397	13,414	15,053	13,874
20長野県	81,029	80,449	79,574	90,256	90,340	90,174	35,628	34,063	33,820	40,654	36,538	35,099
21岐阜県	48,910	48,456	48,028	61,180	60,882	60,574	30,169	30,096	30,752	42,148	39,272	37,546
22静岡県	82,934	81,345	81,190	127,873	126,794	126,516	79,160	76,628	77,315	99,358	99,148	106,337
23愛知県	114,989	115,972	115,357	228,724	228,132	227,349	100,653	96,606	93,729	207,308	201,839	191,706
24三重県	45,548	45,106	45,488	45,084	44,218	44,778	22,050	19,542	20,190	19,392	18,041	17,003
25滋賀県	39,543	39,847	32,201	40,389	40,537	40,468	16,134	19,258	13,609	17,912	18,260	18,673
26京都府	32,568	32,746	30,463	71,125	70,610	70,724	14,551	13,372	13,227	95,788	96,457	87,078
27大阪府	108,267	106,451	104,281	265,104	266,406	265,900	132,424	132,394	134,504	295,897	300,312	299,586
28兵庫県	88,746	78,711	64,864	141,208	140,415	139,685	78,209	67,024	58,702	127,624	106,252	109,167
29奈良県	31,445	30,993	30,348	40,375	40,795	41,377	16,159	17,026	17,268	22,223	22,595	18,794
30和歌山県	19,690	18,933	18,516	28,184	28,120	29,312	10,077	9,844	8,480	11,150	10,852	12,388
31鳥取県	16,901	14,898	14,577	13,985	14,024	14,096	10,170	8,307	9,332	6,915	8,286	7,110
32島根県	27,574	27,161	26,724	26,570	24,667	26,178	10,329	10,898	10,150	10,661	10,858	10,008
33岡山県	25,736	25,047	24,416	54,739	55,028	55,165	26,671	23,679	19,392	34,234	34,208	33,462
34広島県	44,239	42,694	41,602	88,819	89,033	88,372	33,072	30,312	29,355	78,030	80,522	77,125
35山口県	43,594	42,956	43,001	50,989	50,718	50,776	35,945	30,288	30,049	38,178	34,143	33,350
36徳島県	27,525	27,286	27,388	27,069	26,760	26,904	21,602	14,838	14,756	13,603	15,417	14,937
37香川県	21,041	21,093	20,842	33,567	32,700	32,644	17,508	16,356	17,834	25,785	26,128	23,438
38愛媛県	26,004	25,551	25,438	37,756	36,729	36,366	25,168	22,977	24,476	30,249	29,982	29,973
39高知県	20,864	20,525	20,447	32,014	31,618	31,516	5,683	3,287	4,232	7,674	9,446	9,808
40福岡県	74,360	65,153	54,592	151,914	151,293	152,248	34,912	33,670	25,372	133,579	135,673	128,344
41佐賀県	31,917	31,712	31,805	31,619	32,001	32,099	13,418	12,867	10,923	9,128	9,741	10,738
42長崎県	41,770	41,751	41,832	55,614	53,994	54,147	27,488	29,481	25,523	33,787	34,384	38,002
43熊本県	46,040	47,296	46,124	61,971	61,623	62,107	26,488	28,030	25,083	35,410	50,417	47,369
44大分県	30,973	30,201	30,541	42,097	41,037	41,186	21,572	20,437	17,549	23,217	19,225	19,250
45宮崎県	22,906	22,334	22,047	35,687	35,888	35,417	13,587	13,003	9,647	14,790	15,465	14,809
46鹿児島県	54,531	52,374	52,302	70,581	70,736	70,688	45,553	41,840	42,556	51,951	47,497	42,445
47沖縄県	58,411	58,686	60,388	60,460	61,331	60,181	15,248	14,713	9,945	13,208	10,017	11,138
政令指定都市・別掲	札幌市	36,636	35,676	35,543	35,473	35,337	35,336	47,796	49,494	51,302	56,833	57,880
	仙台市	30,152	29,782	29,753	29,545	29,880	29,726	117,844	123,204	119,546	126,926	126,738
	さいたま市	26,823	26,812	26,507	26,107	25,680	25,875	22,576	24,213	25,919	27,984	24,874
	千葉市	26,731	26,567	26,402	26,107	25,861	25,954	24,878	25,461	25,692	25,354	25,251
	横浜市	70,568	71,518	72,130	72,139	72,587	73,506	37,287	36,720	41,168	38,190	39,382
	川崎市	27,957	27,397	27,136	27,203	27,243	27,449	88,840	94,477	90,159	89,318	87,140
	相模原市	16,137	15,939	16,103	16,309	16,256	16,413	8,319	8,198	8,573	9,267	8,022
	新潟市	21,108	20,780	20,982	20,182	19,767	19,739	14,964	12,530	11,959	12,950	12,336
	静岡市	25,629	25,620	25,624	25,615	25,451	25,484	23,012	21,556	20,027	20,199	21,539
	浜松市	21,580	21,480	21,399	21,569	21,490	21,694	28,372	32,192	27,946	21,258	23,447
	名古屋市中区	81,523	81,697	80,930	78,954	78,953	78,961	117,635	110,940	106,353	103,880	96,531
	京都市	42,008	40,478	40,012	39,677	39,274	39,060	88,931	90,365	87,994	83,620	84,347
	大阪市	123,567	122,501	120,769	120,533	121,647	122,752	179,117	153,275	138,810	133,616	145,868
	堺市	20,812	19,651	19,340	19,316	19,163	19,542	20,437	20,616	19,330	18,019	15,459
	神戸市	44,119	43,660	42,815	42,217	42,285	42,229	52,839	55,300	52,226	44,058	31,843
	岡山市	20,584	20,274	19,863	19,772	19,718	19,776	9,226	10,813	11,100	9,452	10,265
	広島市	35,345	35,255	34,654	34,007	33,750	33,161	45,760	44,719	50,723	42,549	44,464
	北九州市	32,567	32,101	31,169	31,461	31,504	31,690	31,537	35,183	28,721	26,493	30,762
	福岡市	45,340	46,053	46,296	46,789	47,181	47,539	89,511	78,727	69,406	70,675	68,121
	熊本市※※	-	-	-	-	-	17,057	-	-	-	-	-
中核市・別掲	旭川市	8,083	8,022	7,886	8,152	8,144	7,861	2,936	3,647	4,117	3,589	2,939
	函館市	10,161	9,989	9,781	9,698	9,625	9,721	6,643	6,435	5,458	5,641	6,125

3. 業種別施設数及び監視状況

各年度末日現在

	施設数						監視状況					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総 数	4,022,674	3,970,927	3,933,587	3,844,943	3,866,100	3,856,278	3,626,939	3,527,248	3,393,795	3,253,081	3,260,849	3,067,064
許可を要する施設総数	2,611,022	2,581,898	2,562,903	2,501,960	2,513,015	2,502,829	2,316,183	2,247,650	2,171,875	2,086,201	2,095,611	1,948,203
飲 食 店 営 業	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	980,655	942,734	911,586	874,532	885,345	812,506
菓子(パンを含む。)製造業	128,178	132,451	140,133	143,221	148,686	153,184	136,147	134,846	136,304	131,146	126,604	123,274
乳 処 理 業	665	705	637	613	610	605	3,451	3,253	2,784	2,659	2,570	2,692
特別牛乳さく取処理業	5	5	5	5	5	5	33	26	19	14	25	22
乳 製 品 製 造 業	1,672	1,718	1,735	1,737	1,792	1,818	5,094	4,880	4,372	4,035	4,045	4,247
集 乳 業	145	132	121	108	114	111	422	246	226	170	286	253
魚 介 類 販 売 業	152,308	149,089	147,714	142,939	145,509	146,617	507,449	507,260	502,438	477,535	476,942	446,627
魚介類せり売営業	1,312	1,300	1,294	1,258	1,268	1,243	17,245	16,449	15,715	15,382	13,776	12,324
魚肉ねり製品製造業	3,770	3,681	3,611	3,474	3,515	3,446	7,862	7,147	6,712	6,333	6,006	5,832
食品の冷凍又は冷蔵業	9,018	9,182	9,416	9,352	9,754	9,973	15,061	14,602	14,178	13,383	13,535	13,447
かん詰又はびん詰食品製造業	4,196	4,294	4,453	4,563	4,733	4,873	4,424	4,203	4,276	4,147	4,123	4,275
(小計)	1,780,487	1,759,928	1,755,598	1,726,759	1,740,490	1,746,667	1,677,843	1,635,646	1,598,610	1,529,336	1,533,257	1,425,499
喫 茶 店 営 業	291,587	292,889	285,757	270,933	263,925	249,670	114,222	114,244	95,991	93,593	89,681	83,852
あん類製造業	994	963	961	945	951	950	2,242	2,254	2,355	2,133	1,912	1,861
アイスクリーム類製造業	18,653	17,793	17,444	16,626	16,382	16,178	21,265	19,654	18,407	17,382	15,928	16,470
乳 類 販 売 業	282,056	276,516	270,016	258,603	258,802	255,028	188,923	182,915	167,558	161,943	155,914	148,045
食 肉 処 理 業	9,765	9,544	9,579	9,522	9,634	9,669	27,074	24,079	24,679	23,869	28,518	21,109
食 肉 販 売 業	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	180,786	170,763	168,999	166,464	181,994	162,880
食 肉 製 品 製 造 業	2,112	2,144	2,165	2,161	2,218	2,249	5,896	5,149	4,988	5,206	5,176	4,843
乳酸菌飲料製造業	319	313	298	291	296	291	1,311	1,283	1,114	1,024	1,054	976
食用油脂製造業	654	684	704	733	764	775	837	778	808	816	815	827
マーガリン又はショートニング製造業	57	54	52	52	51	50	131	135	129	107	103	109
み そ 製 造 業	6,401	6,468	6,597	6,442	6,656	6,632	4,761	4,680	4,552	4,567	4,139	4,468
醬 油 製 造 業	1,987	1,955	1,934	1,864	1,868	1,835	2,351	2,222	2,183	2,060	1,909	2,001
ソ ー ス 類 製 造 業	2,179	2,290	2,372	2,454	2,588	2,663	2,810	2,601	2,692	2,724	2,692	2,733
酒 類 製 造 業	2,964	2,927	2,879	2,814	2,863	2,852	2,401	2,369	2,293	2,072	1,980	1,911
豆 腐 製 造 業	11,839	11,184	10,681	9,881	9,548	9,059	14,569	13,490	12,804	11,523	9,985	9,302
納 豆 製 造 業	662	642	641	591	600	580	743	737	617	562	496	472
めん類製造業	11,754	11,673	11,694	11,579	11,727	11,686	11,527	10,988	10,941	10,183	9,337	9,228
そうざい製造業	31,228	32,220	33,506	34,054	36,081	37,067	41,437	39,891	39,741	39,190	38,833	39,873
添加物製造業	2,070	2,080	2,084	2,074	2,086	2,094	2,169	2,024	2,050	1,892	2,229	1,922
(小計)	822,262	813,910	799,429	767,592	764,854	748,551	625,455	600,256	562,901	547,310	552,695	512,882
清 涼 飲 料 水 製 造 業	4,081	3,977	4,045	4,051	4,160	4,248	7,235	6,740	6,481	6,060	6,073	6,378
食品の放射線照射業	10	81	1	1	1	1	2	164	1	1	2	3
(小計)	4,091	4,058	4,046	4,052	4,161	4,249	7,237	6,904	6,482	6,061	6,075	6,381
氷 雪 製 造 業	1,675	1,618	1,556	1,422	1,421	1,345	2,868	2,834	1,999	1,805	1,932	1,962
氷 雪 販 売 業	2,507	2,384	2,274	2,135	2,089	2,017	2,780	2,010	1,883	1,689	1,652	1,479
(小計)	4,182	4,002	3,830	3,557	3,510	3,362	5,648	4,844	3,882	3,494	3,584	3,441
許可を要しない施設総数	1,411,652	1,389,029	1,370,684	1,342,983	1,353,085	1,353,449	1,310,756	1,279,598	1,221,920	1,166,880	1,165,238	1,118,861
集団給食施設[学校]	17,820	17,381	17,281	16,616	16,498	16,477	20,077	18,330	17,333	16,443	15,020	13,633
集団給食施設[病院・診療所]	11,629	11,567	11,563	11,264	11,266	11,174	9,489	8,900	7,918	7,373	7,241	7,193
集団給食施設[事業場]	7,985	7,716	7,656	7,307	7,105	7,377	5,562	5,457	4,495	3,809	3,545	3,434
集団給食施設[その他]	52,100	53,247	53,968	54,947	57,222	59,933	54,059	52,540	46,999	45,458	42,411	39,093
(小計)	89,534	89,911	90,468	90,134	92,091	94,961	89,187	85,227	76,745	73,083	68,217	63,353
乳 さ く 取 業	21,008	17,927	16,848	14,747	15,757	14,883	1,558	651	510	480	386	254
食 品 製 造 業	75,294	78,681	82,635	84,368	85,704	91,466	55,901	55,962	52,952	45,301	46,738	59,339
野 菜 果 物 販 売 業	162,491	158,665	153,903	150,652	150,823	150,355	205,852	191,007	185,017	192,724	191,219	198,489
そうざい販売業	170,322	167,413	166,239	162,854	163,446	163,483	220,495	218,231	203,483	188,739	187,822	168,153
菓子(パンを含む。)販売業	284,254	277,106	269,695	263,435	263,879	262,769	182,155	184,098	175,651	166,765	164,293	155,407
食品販売業(上記以外)	451,135	436,882	430,451	417,550	419,638	417,363	412,051	404,764	395,347	373,023	380,007	351,829
添加物製造業(法第11条第1項によらないもの)	445	1,515	443	3,352	3,363	436	714	705	344	1,614	601	304
添 加 物 販 売 業	80,356	77,377	75,741	72,893	73,216	72,340	62,079	59,716	55,758	51,792	52,962	49,821
氷 雪 採 取 業	389	59	34	1,126	1,024	152	12	10	4	424	163	157
(小計)	1,245,694	1,215,625	1,195,989	1,170,977	1,176,850	1,173,247	1,140,817	1,115,144	1,069,066	1,020,862	1,024,191	983,753
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	76,424	83,493	84,227	81,872	84,144	85,241	80,752	79,227	76,109	72,935	72,830	71,755

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

衛生行政報告例(平成19年度～平成24年度)より抜粋

4. 年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数

各年度末日現在

年次	総 数										許 可 を 要 す る 営 業										許 可 を 要 し な い 営 業															
	処 分					告 発					処 分					告 発					処 分					告 発										
	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	無許可	その他	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	無許可	その他	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	無許可	その他	計	許可 取消	禁止	停止	改善	廃棄	その他	無許可	その他
54	34,733	4	398	908	308	831	32,284	10	8	26,762	4	185	773	308	279	25,213	10	8	7,971	213	135	213	135	552	7,071	0	0	7,971	213	135	213	135	552	7,071	0	0
55	28,098	1	266	852	288	715	25,976	9	7	21,115	1	92	736	288	148	19,850	9	6	6,983	174	116	174	116	567	6,126	1	1	6,983	174	116	174	116	567	6,126	1	1
56	24,691	4	238	865	281	652	22,651	14	14	18,299	4	121	743	281	210	16,940	14	13	6,392	117	122	117	122	442	5,711	1	1	6,392	117	122	117	122	442	5,711	1	1
57	24,277	1	148	929	217	346	22,636	19	13	18,672	1	101	740	217	150	17,463	19	10	5,605	47	189	47	189	196	5,173	3	3	5,605	47	189	47	189	196	5,173	3	3
58	21,634	0	166	1,085	147	284	19,952	19	30	16,823	0	98	908	147	158	15,512	19	21	4,811	68	177	68	177	126	4,440	9	9	4,811	68	177	68	177	126	4,440	9	9
59	21,733	0	175	947	753	246	19,612	60	42	16,513	0	95	789	753	106	14,770	60	42	5,220	80	158	80	158	140	4,842	0	0	5,220	80	158	80	158	140	4,842	0	0
60	19,389	0	204	963	151	224	17,847	10	13	14,882	0	133	819	151	67	13,712	10	2	4,507	71	144	71	144	157	4,135	11	11	4,507	71	144	71	144	157	4,135	11	11
61	17,714	4	183	748	114	195	16,470	10	0	14,015	4	122	633	114	91	13,051	10	0	3,699	61	115	61	115	104	3,419	0	0	3,699	61	115	61	115	104	3,419	0	0
62	14,036	3	166	718	114	155	12,880	6	1	10,591	3	105	638	114	79	9,652	6	1	3,445	61	80	61	80	76	3,228	0	0	3,445	61	80	61	80	76	3,228	0	0
63	12,542	0	197	564	86	109	11,586	5	3	9,564	0	142	482	86	50	8,804	5	2	2,978	55	82	55	82	59	2,782	1	1	2,978	55	82	55	82	59	2,782	1	1
元	11,767	0	191	637	78	114	10,747	3	16	8,974	0	119	573	78	54	8,150	3	15	2,793	72	64	72	64	60	2,597	1	1	2,793	72	64	72	64	60	2,597	1	1
2	10,274	0	159	631	89	96	9,299	0	12	8,021	0	100	570	89	33	7,229	0	12	2,253	59	61	59	61	63	2,070	0	0	2,253	59	61	59	61	63	2,070	0	0
3	10,574	0	161	618	70	80	9,645	3	6	8,189	0	113	552	70	30	7,424	3	6	2,385	48	66	48	66	50	2,221	0	0	2,385	48	66	48	66	50	2,221	0	0
4	10,136	0	129	417	54	62	9,474	3	3	7,937	0	74	373	54	45	7,391	3	3	2,199	55	44	55	44	17	2,083	0	0	2,199	55	44	55	44	17	2,083	0	0
5	7,539	0	126	376	54	51	6,932	4	3	5,820	0	57	338	54	33	5,338	4	3	1,719	69	38	69	38	18	1,594	0	0	1,719	69	38	69	38	18	1,594	0	0
6	6,771	0	170	485	83	68	5,965	0	0	5,399	0	122	447	83	46	4,701	0	0	1,372	48	38	48	38	22	1,264	0	0	1,372	48	38	48	38	22	1,264	0	0
7	7,309	0	102	423	71	55	6,658	16	1	5,824	0	86	374	71	36	5,257	16	1	1,485	16	49	16	49	19	1,401	0	0	1,485	16	49	16	49	19	1,401	0	0
8	10,844	0	132	623	60	41	9,988	0	34	9,132	0	115	569	60	34	8,354	0	34	1,712	17	54	17	54	7	1,634	0	0	1,712	17	54	17	54	7	1,634	0	0
9	5,969	0	153	608	114	51	5,043	3	2	4,870	0	113	576	114	25	4,042	3	2	1,099	40	32	40	32	26	1,001	0	0	1,099	40	32	40	32	26	1,001	0	0
10	5,883	0	160	701	74	60	4,688	1	0	4,768	0	143	660	74	35	3,856	1	0	915	17	41	17	41	25	832	0	0	915	17	41	17	41	25	832	0	0
11	5,041	0	155	727	31	35	4,093	2	2	4,159	0	124	668	31	22	3,314	2	2	882	31	59	31	59	13	779	0	0	882	31	59	31	59	13	779	0	0
12	6,313	0	163	630	31	47	5,442	0	3	5,299	0	136	591	31	35	4,506	0	3	1,014	27	39	27	39	12	936	0	0	1,014	27	39	27	39	12	936	0	0
13	5,833	0	154	544	100	51	4,984	3	0	4,937	0	136	512	100	30	4,159	3	0	896	18	32	18	32	21	825	0	0	896	18	32	18	32	21	825	0	0
14	6,211	0	191	564	26	56	5,374	0	3	5,164	0	159	534	26	33	4,412	0	3	1,047	32	30	32	30	23	962	0	0	1,047	32	30	32	30	23	962	0	0
15	5,297	6	139	527	13	59	4,553	1	1	4,332	6	111	491	13	41	3,670	1	0	965	28	36	28	36	18	883	1	1	965	28	36	28	36	18	883	1	1
16	5,495	0	162	588	17	68	4,660	0	0	4,260	0	148	547	17	37	3,511	2	0	1,235	14	41	14	41	31	1,149	0	0	1,235	14	41	14	41	31	1,149	0	0
17	5,117	0	153	613	94	60	4,197	1	0	4,029	0	141	583	94	26	3,185	1	0	1,088	12	30	12	30	34	1,012	0	0	1,088	12	30	12	30	34	1,012	0	0
18	4,453	0	167	725	19	64	3,478	2	0	3,535	0	153	692	19	22	2,649	2	0	918	14	33	14	33	42	829	0	0	918	14	33	14	33	42	829	0	0
19	4,997	0	184	685	49	43	4,036	0	3	3,978	0	172	653	49	20	3,084	0	3	1,019	12	32	12	32	23	952	0	0	1,019	12	32	12	32	23	952	0	0
20	6,400	0	190	624	56	52	5,478	1	1	5,464	0	177	601	56	22	4,608	1	1	936	13	23	13	23	30	870	0	0	936	13	23	13	23	30	870	0	0
21	4,348	0	239	733	67	53	3,256	4	1	3,587	0	179	719	67	25	2,597	4	1	761	60	14	60	14	28	659	0	0	761	60	14	14	28	659	0	0	
22	3,796	0	147	586	54	36	2,973	1	2	3,046	0	135	566	54	19	2,272	1	2	750	12	20	12	20	17	701	0	0	750	12	20	12	20	17	701	0	0
23	5,169	0	184	706	55	40	4,184	1	1	4,416	0	165	689	55	55	3,488	1	1	753	19	17	19	17	21	696	0	0	753	19	17	17	21	21	696	0	0
24	3,958	0	145	603	49	39	3,122	2	1	3,181	0	136	583	49	19	2,394	2	1	777	9	20	9	20	20	728	0	0	777	9	20	9	20	20	728	0	0

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。
※平成8年以前においては、各年1月から12月までの実績値、平成9年度以降については各年4月から翌年3月までの実績値。

衛生行政報告例より抜粋

5. 年次別食中毒発生状況

(昭和61年～平成25年(速報値))

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの 患者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
昭和61年	899	35556	7	39.6	29.2	0
62	840	25368	5	30.2	20.7	0
63	724	41,439	8	57.2	33.7	0.0
平成元年	927	36,479	10	39.4	29.6	0.0
2	926	37,561	5	40.6	30.4	0.0
3	782	39,745	6	50.8	32.0	0.0
4	557	29,790	6	53.5	23.9	0.0
5	550	25,702	10	46.7	20.6	0.0
6	830	35,735	2	43.1	28.6	0.0
7	699	26,325	5	37.7	21.2	0.0
8	1,217	46,327	15	38.1	36.8	0.0
9	1,960	39,989	8	20.4	31.7	0.0
	* 836 (42.7%)	836 (2.1%)	6			
10	3,010	46,179	9	15.3	36.5	0.0
	* 1,612 (53.6%)	1,612 (3.5%)	1			
11	2,697	35,214	7	13.1	27.8	0.0
	* 1,416 (52.5%)	1,416 (4.0%)	3			
12	2,247	43,307	4	19.3	34.2	0.0
	* 1,007 (44.8%)	1,007 (2.3%)	0			
13	1,928	25,862	4	13.4	20.3	0.0
	* 882 (45.7%)	882 (3.4%)	1			
14	1,850	27,629	18	14.9	21.7	0.0
	* 861 (46.5%)	861 (3.1%)	4			
15	1,585	29,355	6	18.5	23.0	0.0
	* 627 (39.6%)	627 (2.1%)	2			
16	1,666	28,175	5	16.9	22.1	0.0
	* 678 (40.7%)	678 (2.4%)	2			
17	1,545	27,019	7	17.5	21.1	0.0
	* 587 (38.0%)	587 (2.2%)	2			
18	1,491	39,026	6	26.2	30.5	0.0
	* 359 (24.1%)	359 (0.9%)	5			
19	1,289	33,477	7	26.0	26.2	0.0
	*294 (22.8%)	*294 (0.9%)	4			
20	1,369	24,303	4	17.8	19.0	0.0
	*314 (22.9%)	*314 (1.3%)	3			
21	1,048	20,249	0	19.3	15.9	0.0
	*196 (18.7%)	*196 (1.0%)	0			
22	1,254	25,972	0	20.7	20.3	0.0
	*214 (17.1%)	*214 (0.8%)	0			
23	1,062	21,616	11	20.4	16.9	0.0
	*161 (15.2%)	*161 (0.7%)	0 (0.0%)			
24	1,100	26,699	11	24.3	20.9	0.0
	*176 (16.0%)	*176 (0.7%)	0 (0.0%)			
25(速報)	930	20,796	1	22.4	16.3	0.0
	*175(18.8%)	*175(0.8%)	1 (0.0%)			

* 患者数1人の事例。()内は全体に対する患者数1人の事例の割合

6. 年次別原因施設別食中毒発生状況

施設別	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年	
	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総 数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
家 庭	426	21.7	580	19.3	384	14.6	311	13.8	206	10.7	183	9.9	144	9.1	212	12.7	134	8.7
事 業 場	62	3.2	80	2.7	64	2.4	62	2.8	45	2.3	54	2.9	56	3.5	64	3.8	50	3.2
学 校	33	1.7	26	0.9	21	0.8	30	1.3	28	1.5	27	1.5	33	2.1	19	1.1	32	2.1
病 院	21	1.1	11	0.4	22	0.8	17	0.8	14	0.7	17	0.9	9	0.6	11	0.7	11	0.7
旅 館	146	7.4	169	5.6	113	4.3	105	4.7	109	5.7	97	5.2	88	5.6	108	6.5	83	5.4
飲 食 店	413	21.1	502	16.7	439	16.7	497	22.1	468	24.3	468	25.3	485	30.6	462	27.7	534	34.6
販 売 店	7	0.4	28	0.9	24	0.9	12	0.5	5	0.3	7	0.4	6	0.4	14	0.8	12	0.8
製 造 所	12	0.6	25	0.8	17	0.6	18	0.8	23	1.2	11	0.6	14	0.9	14	0.8	7	0.5
仕 出 し 屋	81	4.1	101	3.4	95	3.6	57	2.5	59	3.1	50	2.7	49	3.1	48	2.9	56	3.6
行 商	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採 取 場 所	1	0.1	4	0.1	2	0.1	2	0.1	8	0.4	4	0.2	1	0.1	2	0.1	0	0.0
そ の 他	33	1.7	26	0.9	30	1.1	35	1.6	24	1.2	22	1.2	19	1.2	20	1.2	22	1.4
不 明	725	37.0	1,458	48.4	1,420	54.0	1,101	49.0	939	48.7	910	49.2	681	43.0	692	41.5	604	39.1

施設別	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年(速報)	
	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総 数	1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	930	100
家 庭	159	10.7	128	9.9	151	11.0	95	9.1	155	12.4	88	8.3	117	10.6	71	7.6
事 業 場	47	3.2	39	3.0	48	3.5	43	4.1	37	3.0	35	3.3	45	4.1	43	4.6
学 校	30	2.0	20	1.6	21	1.5	15	1.4	22	1.8	15	1.4	19	1.7	18	1.9
病 院	15	1.0	9	0.7	2	0.1	8	0.8	6	0.5	2	0.2	3	0.3	5	0.5
旅 館	144	9.7	103	8.0	78	5.7	84	8.0	78	6.2	57	5.4	66	6.0	47	5.1
飲 食 店	612	41.0	582	45.2	634	46.3	562	53.6	662	52.8	640	60.3	614	55.8	548	58.9
販 売 店	10	0.7	14	1.1	12	0.9	10	1.0	16	1.3	16	1.5	16	1.5	29	3.1
製 造 所	10	0.7	18	1.4	12	0.9	9	0.9	9	0.7	6	0.6	13	1.2	10	1.1
仕 出 し 屋	79	5.3	69	5.4	62	4.5	25	2.4	54	4.3	45	4.2	45	4.1	37	4.0
行 商	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採 取 場 所	0	0.0	1	0.1	4	0.3	0	0.0	4	0.3	0	0.0	1	0.1	1	0.1
そ の 他	27	1.8	20	1.6	17	1.2	13	1.2	22	1.8	16	1.5	20	1.8	15	1.6
不 明	358	24.0	286	22.2	328	24.0	184	17.6	189	15.1	142	13.4	141	12.8	106	11.4

7. 年次別原因食品別食中毒発生状況

食品別	年次	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年	
		事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数		1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
魚介類	総数	174	8.9	251	8.3	212	8.1	189	8.4	189	9.8	174	9.4	139	8.8	147	8.8	114	7.4
	貝類	52	2.7	88	2.9	84	3.2	108	4.8	113	5.9	92	5.0	73	4.6	69	4.1	48	3.1
	フグ	28	1.4	27	0.9	19	0.7	29	1.3	31	1.6	37	2.0	38	2.4	44	2.6	40	2.6
	その他	94	4.8	136	4.5	109	4.1	52	2.3	45	2.3	45	2.4	28	1.8	34	2.0	26	1.7
魚介類加工品	総数	9	0.5	10	0.3	21	0.8	15	0.7	11	0.6	10	0.5	7	0.4	9	0.5	15	1.0
	魚肉ねり製品	0	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
	その他	9	0.5	9	0.3	20	0.8	14	0.6	11	0.6	9	0.5	7	0.4	8	0.5	15	1.0
肉類及びその加工品		30	1.5	32	1.1	36	1.4	45	2.0	56	2.9	55	3.0	70	4.4	52	3.1	95	6.1
卵類及びその加工品		37	1.9	46	1.5	37	1.4	42	1.9	35	1.8	22	1.2	22	1.4	13	0.8	14	0.9
乳類及びその加工品		2	0.1	4	0.1	4	0.2	4	0.2	3	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	1	0.1
穀類及びその加工品		18	0.9	32	1.1	18	0.7	25	1.1	23	1.2	27	1.5	18	1.1	28	1.7	17	1.1
野菜類及びその加工品	総数	78	4.0	128	4.3	93	3.5	90	4.0	58	3.0	87	4.7	69	4.4	100	6.0	63	4.1
	豆類	1	0.1	0	0.0	1	0.0	4	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	0	0.0	0	0.0
	きのこ類	46	2.3	102	3.4	71	2.7	64	2.8	36	1.9	60	3.2	50	3.2	81	4.9	44	2.8
	その他	31	1.6	26	0.9	21	0.8	22	1.0	22	1.1	24	1.3	18	1.1	19	1.1	19	1.2
菓子類		16	0.8	21	0.7	14	0.5	19	0.8	14	0.7	11	0.6	19	1.2	13	0.8	8	0.5
複合調理食品		101	5.2	147	4.9	103	3.9	86	3.8	82	4.3	85	4.6	73	4.6	90	5.4	83	5.4
その他		338	17.2	435	14.5	452	17.2	464	20.6	363	18.8	388	21.0	408	25.7	422	25.3	464	30.0
不明		1,157	59.0	1,904	63.3	1,641	62.4	1,268	56.4	1,094	56.7	991	53.6	757	47.8	791	47.5	671	43.4

食品別	年次	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年(速報)	
		事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数		1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	930	100
魚介類	総数	80	5.4	68	5.3	106	7.7	94	9.0	128	10.2	137	12.9	150	13.6	134	14.4
	貝類	28	1.9	12	0.9	35	2.6	41	3.9	63	5.0	50	4.7	49	4.5	30	3.2
	フグ	26	1.7	29	2.2	40	2.9	24	2.3	27	2.2	17	1.6	14	1.3	16	1.7
	その他	26	1.7	27	2.1	31	2.3	29	2.8	38	3.0	70	6.6	87	7.9	88	9.5
魚介類加工品	総数	8	0.5	22	1.7	15	1.1	9	0.9	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2
	魚肉ねり製品	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	8	0.5	22	1.7	13	0.9	8	0.8	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2
肉類及びその加工品		71	4.8	83	6.4	96	7.0	91	8.7	80	6.4	76	7.2	51	4.6	47	5.1
卵類及びその加工品		7	0.5	8	0.6	10	0.7	10	1.0	7	0.6	5	0.5	6	0.5	2	0.2
乳類及びその加工品		1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類及びその加工品		26	1.7	22	1.7	23	1.7	12	1.1	13	1.0	13	1.2	16	1.5	10	1.1
野菜類及びその加工品	総数	97	6.5	78	6.1	87	6.4	54	5.2	104	8.3	49	4.6	71	6.5	53	5.7
	豆類	33	2.2	1	0.1	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	きのこ類	44	3.0	60	4.7	64	4.7	40	3.8	91	7.3	37	3.5	57	5.2	36	3.9
	その他	20	1.3	17	1.3	22	1.6	12	1.1	13	1.0	11	1.0	13	1.2	17	1.8
菓子類		11	0.7	12	0.9	9	0.7	7	0.7	9	0.7	5	0.5	9	0.8	9	1.0
複合調理食品		141	9.5	95	7.4	103	7.5	59	5.6	79	6.3	73	6.9	74	6.7	55	5.9
その他		582	39.0	547	42.4	531	38.8	469	44.8	560	44.7	486	45.8	520	47.3	470	50.5
不明		467	31.3	353	27.4	389	28.4	243	23.2	265	21.1	211	19.9	189	17.2	139	14.9

8. 年次別病因物質別食中毒発生状況

年次	9年		10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年	
食品別	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
細菌（総数）	1,630	83.2	2,620	87.0	2,299	87.4	1,783	79.4	1,469	76.2	1,377	74.4	1,110	70.0	1,152	69.1	1,065	68.9
サルモネラ	521	26.6	757	25.1	805	30.6	518	23.1	361	18.7	465	25.1	350	22.1	225	13.5	144	9.3
ブドウ球菌	51	2.6	85	2.8	67	2.5	87	3.9	92	4.8	72	3.9	59	3.7	55	3.3	63	4.1
ボツリヌス菌	2	0.1	1	0.0	3	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腸炎ビブリオ	568	29.0	839	27.9	641	24.4	422	18.8	307	15.9	229	12.4	108	6.8	205	12.3	113	7.3
病原大腸菌	176	9.0	285	9.5	244	9.3	219	9.7	223	11.6	97	5.2	47	3.0	45	2.7	49	3.2
腸管出血性大腸菌	0	0.0	16	0.5	7	0.3	16	0.7	24	1.2	13	0.7	12	0.8	18	1.1	24	1.6
その他の病原大腸菌	0	0.0	269	8.9	237	9.0	203	9.0	199	10.3	84	4.5	35	2.2	27	1.6	25	1.6
ウエルシュ菌	23	1.2	39	1.3	21	0.8	32	1.4	22	1.1	37	2.0	34	2.1	28	1.7	27	1.7
セレウス菌	10	0.5	20	0.7	11	0.4	10	0.4	9	0.5	7	0.4	12	0.8	25	1.5	16	1.0
エルシニア・エンテロリチカ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	1	0.0	4	0.2	8	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
カンパクター・ジェジュニ/コリ	257	13.1	553	18.4	484	18.4	469	20.9	428	22.2	447	24.2	491	31.0	558	33.5	645	41.7
ナグビブリオ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0
コレラ菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
赤痢菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	3	0.2	2	0.1	1	0.1	1	0.1	0	0.0
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他細菌	16	0.8	39	1.3	17	0.6	18	0.8	18	0.9	9	0.5	6	0.4	9	0.5	8	0.5
ウイルス（総数）	0	0	123	4.1	107	4.1	247	11.0	270	14.0	269	14.5	282	17.8	277	16.6	275	17.7
ノロウイルス	0	0.0	123	4.1	107	4.1	245	10.9	269	14.0	268	14.5	278	17.5	277	16.6	274	17.7
その他のウイルス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	1	0.1	4	0.3	0	0.0	1	0.0
寄生虫（総数）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クダア※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルコシステリス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニサキス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学物質	5	0.3	14	0.5	7	0.3	7	0.3	8	0.4	9	0.5	8	0.5	12	0.7	14	0.9
自然毒（総数）	88	4.5	147	4.9	118	4.5	113	5.0	89	4.6	123	6.6	112	7.1	151	9.1	106	6.9
植物性自然毒	56	2.9	114	3.8	83	3.2	76	3.4	49	2.5	79	4.3	66	4.2	99	5.9	58	3.8
動物性自然毒	32	1.6	33	1.1	35	1.3	37	1.6	40	2.1	44	2.4	46	2.9	52	3.1	48	3.1
その他	0	0.0	1	0.0	2	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	1	0.1	5	0.3	8	0.5
不明	237	12.1	105	3.5	98	3.7	92	4.1	91	4.7	70	3.8	72	4.5	69	4.1	77	5.0

※平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加

年次	18年		19年		20年		21年		22年		23年		24年		25年(速報)	
食品別	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数	1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	930	100
細菌（総数）	774	51.9	732	56.8	778	56.8	536	51.1	580	46.3	543	51.1	419	38.1	360	38.7
サルモネラ	124	8.3	126	9.8	99	7.2	67	6.4	73	5.8	67	6.3	40	3.6	34	3.7
ブドウ球菌	61	4.1	70	5.4	58	4.2	41	3.9	33	2.6	37	3.5	44	4.0	29	3.1
ボツリヌス菌	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
腸炎ビブリオ	71	4.8	42	3.3	17	1.2	14	1.3	36	2.9	9	0.8	9	0.8	9	1.0
病原大腸菌	43	2.9	36	2.8	29	2.1	36	3.4	35	2.8	49	4.6	21	1.9	23	2.5
腸管出血性大腸菌	24	1.6	25	1.9	17	1.2	26	2.5	27	2.2	25	2.3	16	1.5	13	1.4
その他の病原大腸菌	19	1.3	11	0.9	12	0.9	10	1.0	8	0.6	24	2.3	5	0.5	10	1.1
ウエルシュ菌	35	2.3	27	2.1	34	2.5	20	1.9	24	1.9	24	2.3	26	2.4	19	2.0
セレウス菌	18	1.2	8	0.6	21	1.5	13	1.2	15	1.2	10	0.9	2	0.2	8	0.9
エルシニア・エンテロリチカ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.3	1	0.1
カンパクター・ジェジュニ/コリ	416	27.9	416	32.3	509	37.2	345	32.9	361	28.8	336	31.6	266	24.2	226	24.3
ナグビブリオ	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	3	0.3
コレラ菌	0	0.0	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
赤痢菌	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	1	0.1	7	0.7	0	0.0	0	0.0
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他細菌	4	0.3	5	0.4	4	0.3	0	0.0	1	0.1	4	0.4	6	0.5	8	0.9
ウイルス（総数）	504	33.8	348	27.0	304	22.2	290	27.7	403	32.1	302	28.4	432	39.3	351	37.7
ノロウイルス	499	33.5	344	26.7	303	22.1	288	27.5	399	31.8	296	27.9	416	37.8	328	35.3
その他のウイルス	5	0.3	4	0.3	1	0.1	2	0.2	4	0.3	6	0.6	16	1.5	23	2.5
寄生虫（総数）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	11.8
クダア※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	2.3
サルコシステリス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
アニサキス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	9.5
その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0
化学物質	15	1.0	10	0.8	27	2.0	13	1.2	9	0.7	12	0.6	15	1.4	10	1.1
自然毒（総数）	138	9.3	113	8.8	152	11.1	92	8.8	139	11.1	69	6.5	97	8.8	71	7.6
植物性自然毒	103	6.9	74	5.7	91	6.6	53	5.1	105	8.4	47	4.4	70	6.4	50	5.4
動物性自然毒	35	2.3	39	3.0	61	4.5	39	3.7	34	2.7	22	2.1	27	2.5	21	2.3
その他	7	0.5	8	0.6	17	1.2	17	1.6	28	2.2	68	6.4	107	9.7	0	0.0
不明	53	3.6	78	6.1	91	6.6	100	9.5	95	7.6	68	6.4	30	2.7	28	3.0

※平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加

食安監発０８２６第１号
平成２１年８月２６日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部

監 視 安 全 課 長

消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等
の発生等に関する情報の報告について（依頼）

平成２１年９月１日より消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者被害に関する情報の集約・一元化のため、新たに制定された消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「消安法」という。）に基づき、消費者事故等を内閣総理大臣に通知することとされています。本制度の導入に伴い、食品衛生法（昭和２２年法律第２３号。以下「法」という。）第５８条第３項及び第５項の規定に基づき厚生労働大臣に報告する食中毒事案や法に違反する食品等に関する情報等の一部が、消安法第１２条第１項及び第２項の規定に基づく内閣総理大臣への通知の対象となります。

については、都道府県等における本制度への対応を下記のとおり整理いたしましたので、ご了知の上、ご対応方お願いします。（別紙参照）

なお、記の１及び２の（２）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１ 法に違反する食品等に関する事案について

法第６条～第１１条、第１６条～第１８条、第２５条、第２６条及び第６２条に違反する食品等に関する事案であって、法第６３条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案（法５８条第３項及び第５項に基づき厚生労働大臣へ報告する事案を除く。）については、消安法第１２条第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）から内閣総理大臣に通知することとする。

その際、当該事案については、法及び消安法において厚生労働大臣への報告義

務はないが、内閣総理大臣に通知するのにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告するようお願いする。

2 法における食中毒事案について

- (1) 法第58条第3項及び第5項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない食中毒事案については、都道府県知事等は従前通り、厚生労働大臣に対してのみ報告することとなり、消安法第12条第3項第1号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消安法第12条第1項又は第2項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知することとなる。
- (2) 法第58条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知するため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号）別添食中毒調査マニュアルⅧに基づき、速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

(別紙)

○ 消費者庁及び消費者委員会設置後における都道府県等からの報告先

	報告事案	報告先	根拠条項等
1	法第6条～第11条、第16条～第18条、第25条、第26条及び第62条に違反する食品等に関する事案であって、法第63条の規定に基づき、違反者の名称等を公表する事案（2及び3を除く）	内閣総理大臣 (厚生労働大臣)	消安法第12条第2項 なお、当該事案は、法及び消安法において、厚生労働大臣に対し、報告する義務はないが、別途、消安法第12条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に通知するにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告された <u>い。</u>
2	法第58条第3項の規定に基づき、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第58条第3項
3	法第58条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案	厚生労働大臣	法第58条第5項

(注1) 消費者庁及び消費者委員会設置後の新たな報告先を追加。(下線部)

(注2) 国内に流通する食品等のうち、検疫所におけるモニタリング検査等において、法に違反する食品等を発見した事案については、消安法第12条第2項及び第3項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、当該情報を通知することとする。

(注3) 法第58条第3項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。

(注4) 法第58条第5項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。そのため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

【参照条文】

○ 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）（抄）

第 12 条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ （略）

ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ～ニ （略）

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 （略）

○ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）（抄）

第 58 条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者（以下「食中毒患者等」という。）を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

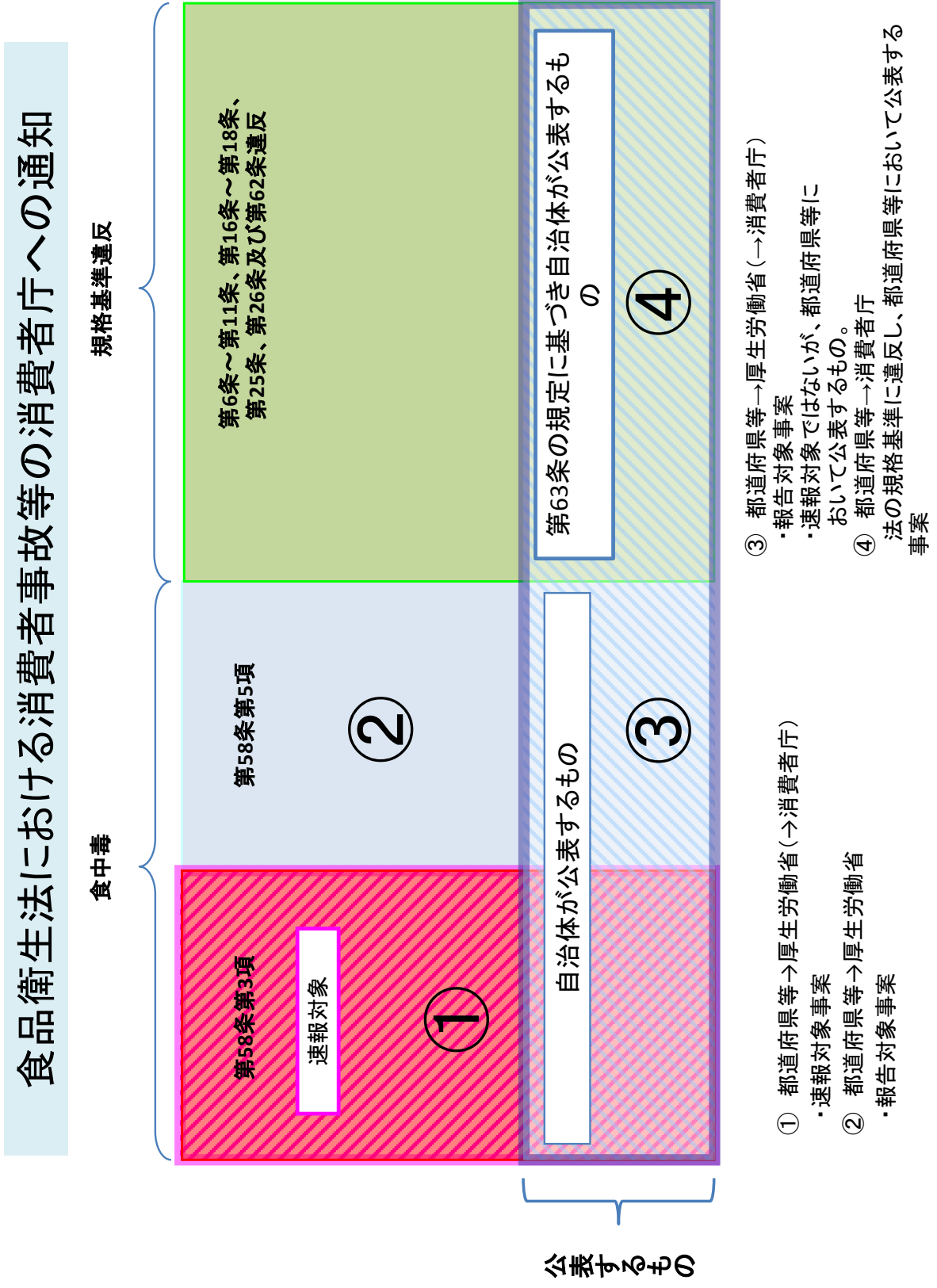
2 （略）

3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 （略）

- 5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(参考)



健感発第 0426 第 2 号
食安監発 0426 第 4 号
平成 22 年 4 月 26 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省 健康局 結核感染症課長

医薬食品局食品安全部監視安全課長

A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A 型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による届出数の増加傾向について、既に本年 4 月 14 日及び 4 月 15 日に、貴部（局）へ情報提供を行ってきたところです。A 型肝炎の発生報告数は、平成 19 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は、第 10 週以降、届出患者数が例年に比して増加しており、第 14 週までに、すでに 111 例の届出がありました。

A 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、患者との接触や水、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便から分離されるウイルス株の分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、A 型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただきますようお願い致します。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます）は、以下の連絡先をお願いいたします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス kishii@nih.go.jp

事務連絡
平成 22 年 11 月 10 日

各 〔 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省 健康局 結核感染症課
医薬食品局 食品安全部 監視安全課

細菌性赤痢菌患者の広域散発発生について

日頃より感染症及び食中毒に係る調査等へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定による細菌性赤痢患者の届出数が、本年第 39 週から第 42 週にかけて増加しているとともに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 3 項の規定に基づく細菌性赤痢による食中毒患者等の報告が 1 事例ありました。

第 39 週から第 42 週に発生した細菌性赤痢患者から分離された菌株の分子疫学的手法を用いた解析を行ったところ、別添のとおり、複数の菌株において同様の解析結果が得られており、同一の汚染源によると疑われる広域・散発的な細菌性赤痢患者が発生しているものと考えられます。

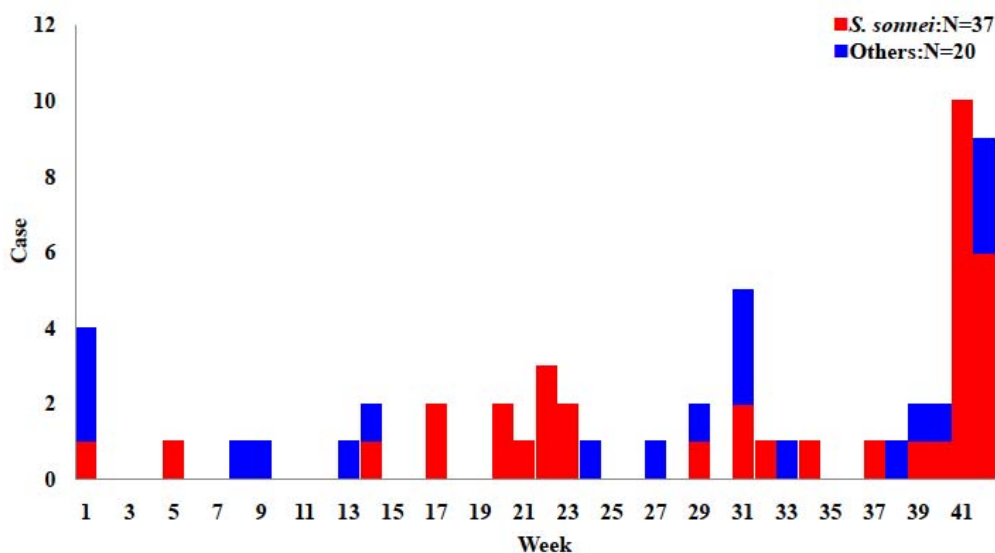
つきましては、感染症及び食中毒に係る調査等に当たっては、原因究明及び今後の発生予防の観点から、従来どおり下記の対応をお願い致します。

記

- 1．細菌性赤痢患者の初動調査にあたっては、感染症担当部局と食品衛生部局との間で連携して対応に当たるとともに、可能な限り詳細な喫食調査及び食材の遡り調査等を実施すること。
- 2．広域・散発的発生との関連性の有無を確認するため、患者から分離された菌株については、「赤痢菌等の菌株の送付について」（平成 20 年 10 月 9 日付け健感発第 1009001 号・食安監発第 1009002 号）に基づき、速やかに国立感染症研究所に送付すること。

(別添)

第1-42週までの国内感染例 菌種別発生状況:N=57



第 39 週から第 42 週までに届出のあった国内感染者症例 (*S. sonnei*: N=18)

診断週	都道府県	診断した者の類型	性別	年齢	発病年月日	PFGE※	MLVA※
39	茨城県	患者	女	36	9 月 24 日		SsV10-037
40	佐賀県	患者	男	6	10 月 5 日	A	SsV10-030
41	東京都	患者	女	46	10 月 6 日		
41	福岡県	患者	女	14	10 月 7 日	A	SsV10-030
41	福岡県	患者	女	22	10 月 9 日		SsV10-030
41	福岡県	患者	男	36			SsV10-030
41	福岡県	患者	女	44			SsV10-030
41	群馬県	患者	女	39	10 月 3 日		
41	東京都	患者	女	30	10 月 10 日	A	SsV10-030
41	埼玉県	患者	女	14	10 月 10 日	A'	SsV10-030
41	千葉県	患者	男	29	10 月 12 日		
41	神奈川県	患者	女	23	10 月 12 日		SsV10-030
42	石川県	患者	男	13	10 月 12 日	A	SsV10-030
42	愛知県	患者	女	42	10 月 6 日		
42	愛知県	患者	女	22	10 月 10 日		SsV10-030
42	埼玉県	無症状病原体保有者	女	58		A	SsV10-030
42	神奈川県	患者	女	21	10 月 15 日		SsV10-030
42	福岡県	患者	男	22			SsV10-030

※PFGE 及び MLVA の記載は、国立感染症研究所における整理番号(11 月 10 日現在の調査状況)

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 による広域散発食中毒対策について

平成 2 2 年 3 月 1 9 日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会が開催され、平成 2 1 年に発生した腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 広域散発食中毒事件（3 事件）の調査結果の報告を受け、今後の発生及び拡大の防止対策に関する本部会の意見が別添のとおり取りまとめられました。

つきましては、本意見を踏まえ、下記により、従来からの取組みをより一層徹底するとともに、新たな対策の実施について遺漏がないよう特段の対応をお願いします。

なお、飲食店等における対策については、提供を受ける客側の理解が不可欠であることから、一般消費者への周知を図るよう、あわせてお願いします。

記

1 食肉処理施設等における衛生管理

- (1) と畜場の管理者又はと畜業者は、と畜場法に基づく衛生管理基準の遵守について遺漏がないようにするとともに、都道府県等は、衛生管理基準の遵守状況を検証し、H A C C P 方式による衛生管理の導入を推進すること。
- (2) 食肉処理施設においては、食肉処理業者は、特に、結着及び漬け込み等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものについては微生物管理を徹底すること。なお、O 1 5 7 の検出試験を実施する場合には、必要な検出感度を確保すること。

2 飲食店等における対策

- (1) 飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を 7 5 で 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理がなされていること。

- (2) 結着及び漬け込み肉等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものを客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的な方法を確実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性があることについて注意を喚起すること。

3 食中毒調査について

(1) 探知及び初動調査の迅速化

広域散发食中毒については、探知及び初動調査の迅速化を図るため、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び同課食中毒被害情報管理室と連携し、次の対応を図ること。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく腸管出血性大腸菌感染症の患者発生届出受理から、食中毒調査を開始するまでの期間を可能な限り短縮し、初動対応の迅速化を図るため、食品衛生部局及び感染症部局の共同調査を行う体制整備に努めること。

疑い調査の段階であっても、可能な限り初期の段階で、発生状況等について食中毒被害情報管理室に情報提供するよう努めること。

食材が一括管理されている飲食チェーン店における広域散发食中毒においては、本社や物流拠点を管轄する都道府県等は、他店における同様苦情の有無や推定原因食品の物流状況に関する情報収集を積極的かつ迅速に行うよう努めること。

腸管出血性大腸菌感染症患者等の発生を探知した際には、患者等由来菌株を迅速に収集し、パルスフィールド・ゲル電気泳動（PFGE）法による遺伝子解析を行う国立研究機関及び関係地方衛生研究所への送付に努めること。

(2) 調査結果に基づく対応

原因施設等を管轄する都道府県等は、飲食チェーン店の複数の店舗において、患者が確認された場合には、被害の拡大防止の観点から、次の対応を図ること。

原因食品が特定されず調査中であっても、加工方法等から汚染の可能性が高いと判断される食品、患者に提供された食品と同一ロットの食品等の流通・販売を一時的に見合わせるよう事業者に対し協力を求めること。

事業者に対して、衛生管理の検証及び改善等について指導し、食中毒の原因施設として確定した際には、発生要因等に基づき、新たな対策が必要であるか否かを検討し、必要と判断される場合にあっては、追加的に措置を命ずることが望ましい。

食安基発 1 2 2 5 第 2 号
食安監発 1 2 2 5 第 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

食肉製品の規格基準の遵守及び結着等の加工処理を行った食肉の取扱いについて

結着等の加工処理を行った食肉の飲食店における適切な加熱調理の実施については、平成21年9月15日付け食安監発0915第1号及び平成22年4月16日付け食安発0416第1号に基づき、監視指導の徹底を図っていただいているところですが、今般、結着肉が原料に使用された特定加熱食肉製品の食品衛生法第11条違反事例や、飲食店において結着等の加工処理を行った食肉の加熱不十分が原因と推定される腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が別紙のとおり確認されたところです。

つきましては、食肉製品の規格基準の遵守及び結着等の加工処理を行った食肉の取扱いにあっては、下記の点について、再度、周知徹底方よろしく願います。

記

1 食肉製品の規格基準の遵守について

特定加熱食肉製品の製造基準に記載されている肉塊は、食肉（内臓を除く。）の単一の塊であって、結着等の加工処理（※）を行った食肉は原料として用いることはできないこと。

※ 食肉であって、テンダライズ処理、タンブリング処理、他の食肉の断片を結着させ成形する処理、漬け込み等その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったもの及び挽肉調理品。

2 飲食店における結着等の加工処理を行った食肉の提供について

- (1) 飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を75℃で1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導すること。

- (2) 客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的な方法を確実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性があることについて注意を喚起するよう指導すること。

事例 下関市で発生した腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事件

- (1) 下関市が市内において発生した腸管出血性大腸菌 O157（以下「EHEC O157」という。）患者 3 名の調査を実施した結果、いずれの患者も同一の飲食店で牛成形肉を喫食していたことが判明し、うち 2 名の患者から検出した菌株の IS-プリンティングのパターンが一致したことから、下関市は 7 月 17 日に同店を原因施設とする食中毒事件と断定した。
- (2) その後、山口県から EHEC O157 患者 1 名が下関市内の系列店において、「牛成形肉ステーキ」を喫食していた旨連絡があり、IS-プリンティングのパターンが既に食中毒事件と断定した施設での患者由来のパターンと一致したことから、当該施設についても下関市は 7 月 21 日に食中毒原因施設として判断した。
- (3) 最終的な食中毒患者数は 6 名（3 自治体）で、いずれも牛成形肉を原料とする「ステーキ」を喫食していた。
- (4) 食中毒患者の発症日は 7 月 3 日から 7 月 18 日の範囲で、潜伏期間は 24 時間から 138 時間であり、HUS の発症者はない。6 名の患者から検出した菌株を国立感染症研究所にてパルスフィールドゲル電気泳動で検査したところ、遺伝子パターンはほぼ一致した。
- (5) これらの飲食店で提供された「ステーキ」等の原料の遡り調査をした結果、すべて札幌市の加工業者において、原料肉をトリミング後にタンブリング、成形、冷凍、カットし真空包装したものであることが判明した。また、原因施設 2 店舗で発生した患者に提供された牛成形肉は同ロットであると推定された。
- (6) 本食中毒については、EHEC O157 に汚染された牛成形肉が、加熱不十分な状態で提供されたために引き起こされた食中毒であると推定される。

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 2498)

平成 25 年度 輸入食品監視指導計画監視結果 中間報告

平成 25 年 12 月
厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成25年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成25年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、平成25年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



2. 平成 25 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第 23 条第 1 項）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 25 年度計画：168 食品群、約 9 万 3 千 7 百件）
- 検査命令^{※2}（平成 25 年 9 月 30 日現在：全輸出国対象の 17 品目及び 26 力国・1 地域の 75 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる措置

3. 平成 25 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告：速報値）

平成 25 年 4 月から 9 月の間の届出・検査・違反状況（表 1）をみると、届出件数は 1,106,117 件【1,107,698 件】であり、届出重量は 12,321 千トン【12,276 千トン】であった。

これに対し、104,766 件（検査命令 30,983 件、モニタリング検査 29,396 件、自主検査 48,859 件）【117,456 件（検査命令 44,962 件、モニタリング検査 30,895 件、自主検査 48,702 件）】について検査を実施し、このうち 562 件【492 件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別（表 2）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 296 件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第 6 条違反の 213 件、添加物等の販売等の制限に係る法第 10 条違反の 38 件、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 22 件、食肉等の衛生証明書の不添付に係る法第 9 条違反の 15 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条に基づき準用される法第 18 条違反の 4 件となっている。

平成 25 年度のモニタリング検査実施状況（表 3）をみると、延べ 93,711 件の計画に対し、延べ 54,103 件（実施率：約 60％）を実施し、このうち延べ 86 件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置（表 4）を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した（表 5）。

平成 25 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 26 カ国・1 地域の 75 品目を検査命令の対象としており、実績（表 6）をみると、延べ 53,116 件の検査命令を実施し、このうち延べ 188 件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成 25 年度においては、台湾においてデンブン製品からマレイン酸が検出された事例、米国及びニュージーランドにおいてトルコ産タヒニごまペーストを原因とするサルモネラ菌食中毒の発生事例、米国においてナチュラルチーズからリステリア菌が検出された事例等について積み戻しを行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等、（表 7）を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表 1 届出・検査・違反状況(平成 25 年 4 月～9 月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,106,117	12,321	104,766 (30,983) ^{※4}	9.5	562	0.05
(前年度実績) 1,107,698	12,276	117,456	10.6	492	0.04

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表 2 条文別違反事例(平成 25 年 4 月～9 月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第 6 条 (販売を禁止される食品及び添加物)	213	36.2	とうもろこし、落花生、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、米、コーヒー豆、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、果実の調整品からのシアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、ひらめの <i>Kudoa septempunctata</i> 孢子の検出等
第 9 条 (病肉等の販売等の制限)	15	2.6	衛生証明書の不添付
第 10 条 (添加物等の販売等の制限)	38	6.5	TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ヒマワリレシチン等の指定外添加物の使用
第 11 条 (食品又は添加物の基準及び規格)	296	50.3	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性、一般細菌数超過、E.coli 陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第 18 条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	22	3.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第 62 条 (おもちゃ等についての準用規定)	4	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	588(延数) ^{※1} 562(実数) ^{※2}		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成25年4月～9月:速報値)

食品群	検査項目※1	年度計画件数 ※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,238	1,057	2
	残留農薬	1,251	994	0
	病原微生物	716	356	0
	成分規格等	133	60	0
	放射線照射	29	23	0
	SRM除去	4,000	1,982	1
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイス クリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,183	1,162	0
	残留農薬	1,224	809	0
	添加物	1,366	926	0
	病原微生物	2,178	1,122	1
	成分規格等	1,375	941	2
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ) 等	抗菌性物質等	3,112	1,598	3
	残留農薬	2,573	1,484	0
	添加物	177	121	0
	病原微生物	1,074	836	1
	成分規格等	485	396	0
	放射線照射	29	20	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身 等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、 魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,417	2,728	0
	残留農薬	3,156	2,279	0
	添加物	1,633	1,272	0
	病原微生物	5,203	2,393	0
	成分規格等	3,435	1,861	15
	放射線照射	5	3	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆 類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,510	1,379	0
	残留農薬	11,738	7,402	31
	添加物	1,074	799	0
	病原微生物	1,495	1,128	0
	成分規格等	236	143	0
	カビ毒	2,388	1,550	1
	遺伝子組換え食品	354	211	0
	放射線照射	119	94	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工 品、果実加工品、香辛料、即席めん類 等	抗菌性物質等	299	233	0
	残留農薬	8,448	4,963	9
	添加物	3,832	2,851	4
	病原微生物	477	367	0
	成分規格等	2,054	1,472	2
	カビ毒	2,953	1,571	3
	遺伝子組換え食品	128	73	2
	放射線照射	424	240	3
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子 類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	535	433	0
	添加物	3,104	1,643	1
	成分規格等	627	286	4
	カビ毒	895	550	1
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	178	170	0
	添加物	1,015	633	0
	成分規格等	477	376	0
	カビ毒	118	56	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	1,055	0
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として 5,000件を計上		93,711	54,103 実施率約60%	86

※1:検査項目の例

- ・抗菌性物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬:有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物:保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物:腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア菌、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等:成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒:アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品:安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射:放射線照射の有無

※2:抗菌性物質、農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化^{※1}した品目^{※2}(平成25年4月～9月)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	ねぎ	アルジカルブ及びアルドキシカルブ、ファモキサドン
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸、トリアゾホス
	イシモチ	エンロフロキサシン
	ウーロン茶	プロファム
	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	大粒落花生	アセトクロール
	きくらげ	クロルピリホス
	ケール	ヘキサクロロベンゼン
	ごぼう	バクトラゾール
	タロイモ	バクトラゾール
	にら	ホキシム
	ピーマン	ジフェノコナゾール
	養殖えび	フラゾリドン
	養殖とこぶし	フラゾリドン
	緑茶	プロファム
タイ	グリーンアスパラガス	アトラジン、ジウロン
	未成熟えんどう	ファモキサドン
	おくら	イソプロチオラン
	ニオイタコノキ	クロルピリホス
	パパイヤ	安全性未審査の遺伝子組換え食品(PRSV-SC)
	モロヘイヤ	ヘキサコナゾール
韓国	エゴマ	インドキサカルブ、エトプロホス、ジニコナゾール
	アカガイ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※4}
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
	タイラギ貝(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※4}
ガーナ	カカオ豆	2,4-D、シペルメトリン
フィリピン	ウニ(生食用)	腸炎ビブリオ ^{※3}
	バナナ	フィプロニル
米国	大豆	フルアジホップ
	ルタバガ	ビフェントリン
ベトナム	ピーマン	ジフェノコナゾール、ヘキサコナゾール
イタリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インドネシア	コーヒー豆	カルバリル
ウガンダ	コーヒー豆	クロルピリホス
オーストラリア	オレンジ	ジウロン
カナダ	牛肉	腸管出血性大腸菌

対象国・地域	対象食品	検査項目
コートジボワール	カカオ豆	2,4-D
スーダン	ごまの種子	2,4-D
セルビア	おうとう	フルトリアホル
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド
ニカラグア	ごまの種子	トリアゾホス
ニュージーランド	キャベツ	シプロコナゾール
パナマ	牛肉	イベルメクチン
バングラデシュ	クミン	プロフェノホス
ブラジル	小麦	ピリミホスメチル
フランス	りんごジュース	パツリン
ペルー	キノア	メタミドホス
ベルギー	チコリ	チアベンダゾール
ボリビア	いんげん豆	フルトリアホル
ミャンマー	ごまの種子	カルバリル
メキシコ	グアバ	シペルメトリン

※1 平成 25 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表5に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 25 年6月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 25 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目（平成 25 年4月～9月）

対象国・地域	対象食品	検査項目
タイ	マンゴー（特定輸出業者限定）	クロルピリホス、プロピコナゾール
	赤とうがらし	トリアゾホス
	おくら（特定輸出業者限定）	EPN
	グリーンアスパラガス（特定輸出業者限定）	EPN
中国	ウーロン茶	インドキサカルブ
	食品（製造者限定）	サイクラミン酸
	スッポン	エンロフロキサシン
	ぜんまい	アセトクロール
イタリア	くり	アフラトキシン
	非加熱食肉製品（製造者限定）	リステリア菌
韓国	養殖ひらめ（養殖業者限定）	エンロフロキサシン、 <i>kudoa septempunctata</i>
スペイン	アーモンド加工品	アフラトキシン
	非加熱食肉製品（製造者限定）	リステリア菌
インド	ひよこ豆	アフラトキシン
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
台湾	食品（製造者限定）	サイクラミン酸
パラグアイ	ごまの種子	カルバリル
米国	ナチュラルチーズ（製造者限定）	リステリア菌
モロッコ	セイヨウニンジンボクの果実	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成25年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	落花生、アーモンド、チリペッパー等	アフラトキシン	5,176	31
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	271	3
	すじこ	亜硝酸根	229	1
中国 (24品目)	野菜、魚介類等 (にんじん、ねぎ、ほうれんそう、 二枚貝等)	トリアジメノール、アルジカルブスルホ キシド、エンドリン、ディルドリン(アル ドリンを含む)、プロメトリン等	10,428	20
	鰻、えび、スッポン等	クロルテトラサイクリン、マラカイトグ リーン、スルファメトキサゾール、エン ロフロキサシン、オキシリニック酸等	4,456	0
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,480	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	324	0
	花椒、ホワイトペッパー	アフラトキシン	29	0
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、 マンゴー、コブミカンの葉、未成 熟えんどう等	EPN、クロルピリホス、プロフェノホ ス、プロピコナゾール等	667	2
韓国 (10品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	118	0
	しじみ、青とうがらし	シメコナゾール、エンドスルファン	36	1
	鰻	オフロキサシン、オキシリニック酸	6	0
	アカガイ	腸炎ビブリオ	2	0
	ひらめ	<i>Kudoa septempunctata</i>	1	0
インド (7品目)	養殖えび	フラゾリドン、エトキシキン	1,292	3
	クミンの種子、ひよこ豆、とうが らし、紅茶	プロフェノホス、グリホサート、トリア ゾホス、ヘキサコナゾール	59	2
	ケツメシ、ひよこ豆	アフラトキシン	46	1
イタリア (6品目)	非加熱食肉製品、チーズ	リステリア菌	466	5
	くり、ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	183	1
	パセリ	ジフェノコナゾール	1	0
その他(21カ国・1地域、総37品目)			25,846	118
合 計			53,116	188

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 25 年4月～9月)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5 月	台湾	デンプン製品 (マレイン酸混入のおそれ)	台湾において、デンプン製品からマレイン酸を検出し、自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
6 月	トルコ	タヒニごまペースト及びその加工品 (サルモネラ属菌汚染のおそれ)	米国及びニュージーランドにおいて発生したサルモネラ属菌による食中毒に関連し、トルコ国内の製造者が製造したタヒニごまペースト及びその加工品が自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じるとともに、加熱工程等により安全性に問題がない可能性がある場合には、厚生労働本省まで連絡する措置を講じた。
6 月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズについてリステリア菌が検出されたとして自主回収が行われているとの情報を受け、当該製造者からのソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7 月	米国	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	米国において、リステリア菌による食中毒が発生し、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7 月	チリ	鶏肉及びその加工品 (ダイオキシン汚染のおそれ)	FAENADORA SAN VICENTE LIMITADAにおいて処理されたチリ産鶏肉からダイオキシンが検出され、当該施設で処理された鶏肉の衛生証明書の発行を停止したとの情報を受け、当該施設で処理された鶏肉が輸入届出された場合には、積み戻し等の措置を行う措置を講じた。
9 月	英国	スモークサーモン (リステリア菌汚染のおそれ)	英国において、スモークサーモンからリステリア菌が検出され、自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、輸出国における回収に応じる等の対応を行う措置を講じた。

(参 考) 中間報告中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アルジカルブスルホキンド	農薬(殺虫剤)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エトキシキン	農薬・飼料添加物(成長調節剤・抗酸化剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシソニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
ガラクトオリゴ糖	ガラクトースを主な構成単位とするオリゴ糖の一種
キノリンイエロー	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロム	金属元素の一種
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種。)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)

用語	説明
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(除草剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シメコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ダイオキシシ	炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる過程で自然にできてしまう副生成物
チアベンダゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属真菌によって産生)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系植物成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される)
パテントブルーV	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ピリミホスメチル	農薬(殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ

用語	説明
プロピコナゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種。)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マレイン酸	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メキシフェノジド	農薬(殺虫剤)
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
<i>Kudoa septempunctata</i>	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
TBHQ	指定外添加物

平成 26 年度輸入食品監視指導計画の概要

平成 26 年 1 月
輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 25 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 26 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。
また、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。
- 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び、輸入動向に応じた監視体制の整備を行う。
- 腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リステリア菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を着実に実施する。
- ポジティブリスト制度を着実に施行するとともに、過去の検査実績等を踏まえた検査の見直しを行う。
- 安全性審査を経ていない遺伝子組換え作物が使用された加工食品が輸入、販売されていた事案を踏まえ、輸入者に自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導する。
- BSEについては、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。
- 引き続き、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2 適用期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1) 我が国の食品安全規制の周知、(2) 二国間協議、現地調査等及び(3) 技術協力等の取組について記述。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1) 基本的指導事項、(2) 輸入前指導の実施、(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応、(4) 自主検査の実施、(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6) 食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3) 本計画に基づく監視結果の公表、(4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。